

詐欺や悪質商法にご注意ください。



あしたのニッポン

平成23年(2011年)2月

詐欺や悪質商法に関する消費生活相談の総件数は、年間約90万件にのぼります。

被害にあっても相談しない場合も多いと考えられ、実際の被害件数はさらに多いと見込まれます。

詐欺や悪質商法は、手を変え品を変え、

次から次へと新たな手口でだまそうとしてきます。

被害に遭わないためには、『1人で判断しない』

『世の中にうまい話はない、怪しい話には手をださない』ことが大切です。

⚠️ こんな儲け話にご注意を!



クレジットカードのショッピング枠の現金化

詳しくは2ページをご覧ください



未公開株・換金性の乏しい外国通貨の取引

詳しくは3ページをご覧ください

悪質な有料メール交換サイト

「悩みを聞いて」「お金をあげる」というメールを信用し、高額な利用料がかかった。

インターネットを利用した手軽な副業

「簡単に儲かる」といわれウェブサイトを作って作成料を支払ったが収入にならない。

「絶対に儲かる」などとうたう情報商材

「絶対に儲かる」という情報をネット通販で購入したが収入にならない。



これらのほかにも様々な新たな手口の消費者トラブルについて、消費者庁ホームページ <http://www.caa.go.jp/> にて情報提供しています。

保証人紹介ビジネスの悪用

お金を払ったのに保証人を紹介されない。名義貸しのつもりが多額の債務を背負わされた。

金貨の“即”現金化の取引

即現金化にひかれ金貨を購入したが、後払い・転売で債務が膨らんだ。

携帯電話契約の名義貸し

アルバイト等を口実に携帯電話を契約させられ、高額な料金請求がきた。

不審に思ったり被害を受けたら、ひとりで悩まず相談してください

消費者ホットライン

年末年始を除いて原則毎日ご利用いただけます。



ゼロ・ゴー・ナナ・ゼロ

守ろうよ、

みんなを!

0570-064-370

※全国共通の電話番号から身近な消費生活相談窓口をご案内いたします。
※IP電話・PHSからはご利用いただけません。お住いの地域の消費生活センターに直接ご連絡ください。



日本司法支援センター

法テラスコールセンター

平日9:00~21:00、土曜9:00~17:00、日曜祝祭日・年末年始休業
法テラスは国によって設立された法的トラブル解決のための「総合案内所」です。



おなやみなし

0570-078-374

IP電話・PHSからは **03-6745-5600**

※通話料は発信者のご負担となります。



振り込め詐欺、多発中!

詳しくは4ページをご覧ください



ストップ! クレジットカードのショッピング枠の現金化

借入れや返済でお悩みの方などに、「クレジットカードのショッピング枠を現金化できる」と誘う業者がありますが、絶対に応じないでください。

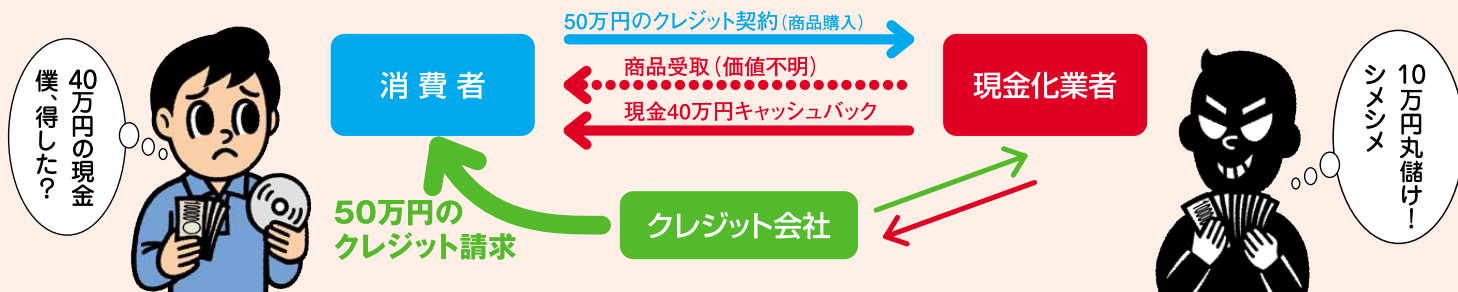
- 一時的に、現金が手に入っても、結局は返すあてのない借金を増やすだけです。
- 現金化に利用したクレジットカードは利用停止となるおそれがあります。
- 「入金されない」「キャンセルできない」などのトラブルも発生しています。

ショッピング枠の
現金化 



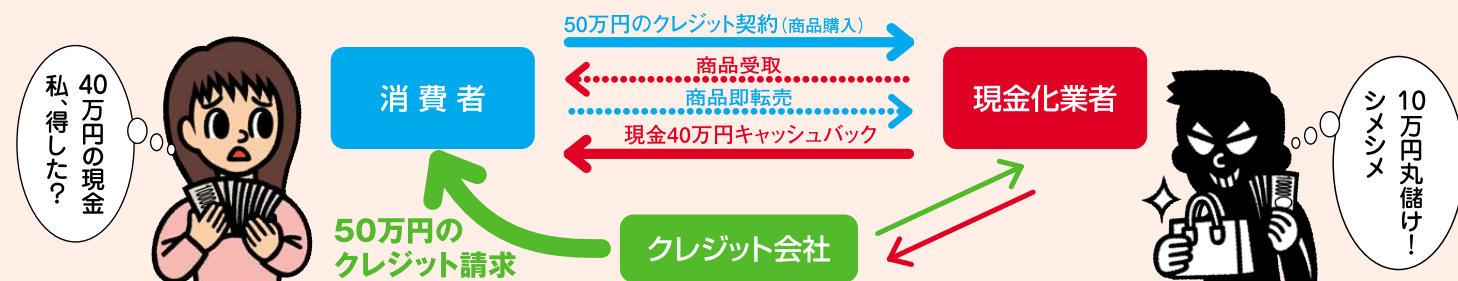
現金化の手口の具体例①「キャッシュバック方式」

- 1 消費者が、業者のホームページ等を通じて、クレジットカードのショッピング枠の50万円分の現金化を申し込み、商品(たとえばCD-ROMなど)を購入する。その際、本人確認や商品発送のため住所や自宅・携帯電話番号、口座番号等を入力する。
- 2 業者がクレジットカードでの申込手続きが完了したことを確認した後、商品購入のキャッシュバックとして業者から消費者に40万円が支払われる。
- 3 後日、消費者はクレジット会社から50万円の購入代金を請求される。



現金化の手口の具体例②「買取屋方式」

- 1 消費者は業者が販売する商品(たとえば指輪など)を、クレジットカードを使って50万円で購入する。
- 2 購入後、同じ業者が消費者から商品を40万円で買い取り、消費者は40万円を得る。
- 3 後日、消費者はクレジット会社から50万円の購入代金を請求される。



■消費者は一時的に40万円の現金を手にする代わりに、結局はクレジットカード会社に対する50万円分の債務(借金)を負うことになります。

「ショッピング枠の現金化」とは…

クレジットカードには、商品やサービスを購入して後払いにする「ショッピング機能」とカードでお金を借り入れる「キャッシング機能」があり、それぞれ限度額が設定されています。「クレジットカードのショッピング枠の現金化」とは、現金を入手する目的で「ショッピング枠」を使うことをいいます。

こんな言葉にだまされないで!

例1「景品表示法を遵守しています」

現金化は景品表示法の景品に該当しないに過ぎず、現金化が問題あることに変わりはありません。

例2「公安委員会の許可を受けています」

公安委員会が古物営業を行うことについて許可を与えているに過ぎず、現金化自体について法律上問題がないと保証しているわけではありません。

借入れや返済でお悩みの方はご連絡ください。相談窓口をご案内いたします。

消費者ホットライン
0570-064-370
IP電話・PHSからはご利用いただけません。

金融庁・金融サービス利用者相談室
0570-016-811
IP電話・PHSからは03-5251-6811

法テラス・コールセンター
0570-078-374
IP電話・PHSからは03-6745-5600

最寄りの弁護士会・司法書士会、日本貸金業協会の貸金業相談・紛争解決センター0570-051-051でも相談できます。

世の中に
うまい話はない!

未公開株等の勧誘にご用心



主に高齢者を狙って「上場間近」「絶対に儲かる」などといって未公開株や社債、ファンド、外国通貨（イラクディナール、スーダンポンドなど）の取引を勧誘する詐欺的商法が拡大しています。

- 不特定多数の人に電話をかけて、このような取引の勧誘することは通常考えにくいものです。
- 「あなただけ特別にご案内」などといわれても軽々と信用しないでください。
- 少しでも不審に思うなら取引を見合わせるなど、くれぐれも慎重に対処しましょう。



こんな勧誘には特に注意!

劇場型

未公開株等の勧誘を受けたあと、別の業者が「高値で買い取る」と電話を掛けてくるなど、複数の業者が登場する手口です。

高値で
買い取ります

被害を
回復します

被害回復型

かつて投資トラブルにあった方に、「あの時の被害を回復する」と持ちかけて勧誘する手口です。

代理購入型

「理由があって自分は購入できないから、代わりに買ってくれ」などと持ちかけ、謝礼や高値買い取りを約束してだます手口です。

代わりに買って
くれませんか?

被害の調査を
行っています

公的機関装い型

消費者庁や金融庁などの公的機関やこれらと紛らわしい名称で「被害の調査を行っている」などといって勧誘する手口です。

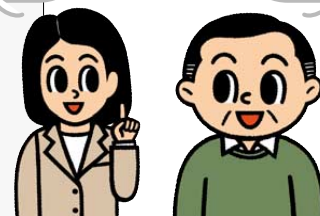
※消費者庁や金融庁がこのような勧誘を行うことは絶対にありません。

1つでも当てはまるなら、ちょっと待って!

- 聞いたことのない証券会社・業者から勧誘を受けた。
- 発行会社の自己募集形式の未公開株や社債である。
- 「元本保証」「必ず儲かる」「今後高騰する」などの説明を受けた。
- 過去に投資トラブルがあり「被害を回復する」といわれた。
- 消費者庁、金融庁など行政機関等からの委託などといわれた。
- 勧誘業者やそれとは別の業者を名乗る者から「高値で買い取る」といわれた。

あなたは
大丈夫?

チェック
してみよう!



高齢者が狙われています! ご家族など見守る立場の方も注意してあげてください。

特に高齢者の方を中心にトラブルが発生していますので、ご家族やご近所など周囲の方、ヘルパーや民生委員など高齢者を見守る立場の方は、日頃から気をつけてあげてください。



トラブルに遭ったら、消費者ホットライン (0570-064-370)

または、お近くの消費生活センターにご相談ください

※通話料は発信者のご負担となります。

どんどん手口が巧妙化! 振り込め詐欺に要注意 ⚠

平成22年の振り込め詐欺の被害は、**100億円**を超えました。



「電話番号が変わった」という電話は詐欺!



息子や孫を名乗るオレオレ詐欺

息子や孫を名乗って「携帯電話の番号が変わった」という電話を事前にかけて、その後「借金をした」「会社でのトラブル」などの理由で、現金を振り込ませる手口です。振り込みだけでなく上司を名乗る者が自宅まで直接現金を取りに来ることもあります。

対策

もとの電話にかけ直す

誰かに相談する

すぐに振り込まない



「カードを預かります」という電話は詐欺!



警察官等を名乗る詐欺

警察官や銀行協会職員等を名乗り「口座が悪用された」「カードを預かる」などと言い、自宅まで来てキャッシュカードをだまし取り、現金を引き出す手口です。

対策

カードを渡さない

暗証番号を教えない

ATM利用限度額を引き下げておく

警察官や銀行協会職員が、キャッシュカードを預かったり暗証番号を聞くことは絶対にありません



はっきりしない請求は無視してまず相談!



架空請求詐欺

「有料サイトの利用料金が未納」「裁判になる」などというメール等を送りつけて、支払いを要求する手口です。内訳など明確な記載がない場合や、「身辺調査の開始・会社への訪問」など不安をあおるもの、レターパックや宅配便で送金を求める業者は怪しいといえます。

対策

はっきりしない請求には応じない

相手に連絡しない

「不審な電話を受けた」「はっきりしない請求がきた」こんな場合は、**電話#9110** または **最寄りの警察署** へご相談ください。

※「#9110」は、犯罪被害の未然防止など、生活の安全を守るための警察の相談窓口です。携帯電話からでもご利用いただけます。

被害に遭ったらすぐに振込先の金融機関へ連絡を!

振り込め詐欺救済法

振り込んだ口座の残高や被害額に応じて、返金を受けられる可能性があります。

この広報の内容に関するお問い合わせは、

消費者庁消費者情報課広報室
TEL.03-3507-8800 (代表)
<http://www.caa.go.jp/>

警察庁長官官房総務課広報室
TEL.03-3581-0141 (代表)
<http://www.npa.go.jp/>

発行：内閣府政府広報室
〒100-8914 東京都千代田区永田町1-6-1
TEL.03-5253-2111 (代表)
本紙記事の一般商業紙・誌への転載はご遠慮ください。
なお、その他の目的で転載を希望する場合は、事前に内閣府政府広報室にご照会ください。

